一般競争入札(入札後資格確認型一般競争入札)を次のとおり行う。

令和7年11月17日

宗教法人 普門寺 代表役員 林 義将

		記	
1	入札に付する事項		
	委託業務名	「重文 木造阿弥陀如来坐像ほか3件 保存活用施設整備事業」に伴う収蔵品搬送委託	
	業務内容	仕様書のとおり	
	業務期間	契約締結の日から	
		令和8年1月30日 まで	
	業務場所	仕様書のとおり	
	入札方法	・入札書用封筒に厳封のうえ郵送又は持参にて入札書を提出してください。 ※郵便の場合は「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」 ※信書便の場合は書留郵便に準ずるもの (信書便とは、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6 する一般信書便事業者若しくは同法同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供するもの ・郵送の宛て先又は持参先 〒441-3104 豊橋市雲谷町字ナベ山下7 普門寺	
		・再度入札となる場合は改めて提出期限をお知らせします。 ・開札場所 普門寺 開札後、全参加者あてFAXにて落札決定通知書又は再度入札通知書を送付します。  落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を	加質した
		2)金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り行びた合相当りる額と) 金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札 るので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか 契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税抜きの金額)を入札書 してください。	.価格とす 問わず、
2	競争参加資格	欠のいずれにも該当する者でなければ入札に参加することができない。	
	地域要件	制限なし	
	許可·資格等	一般貨物自動車運送事業許可を有していること。ただし、複数の事業者からなる組合等の場合 等の構成員が一般貨物自動車運送事業許可を有していれば、当該組合等の許可は不問とす。	
	実績要件	制限なし	
	その他	1) 令和6・7年度物品の製造等に係る豊橋市競争入札参加資格者名簿(大分類:役務の提供等、 運搬・保管等、小分類:運搬・保管、小分類:美術品運搬)に登録している者	中分類
		2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者	
		3)落札決定の日において手形交換所による取引停止処分に付されていない者	
		4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされてしたで、及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされてしただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。	ハない者 続開始の
		5) 美術品梱包輸送専門部署を有し、美術品輸送専用車を所有していること。	
		美術品梱包輸送技能取得士を配置できること。	
	入札に関する事項	大門は国に制足以配外でする品色でももにも	
ა	八化に関する事項	<b>△</b> ₹⊓7左++ □ 00 □	
	入札期間	令和7年11月22日 から 今和7年11月27日 16時20八 オズ(水羊)	
	88 ± 1 □ n+	令和7年11月27日 16時00分 まで(必着)	
	開札日時	令和7年11月28日 9時30分 ************************************	
	開札場所	普門寺 客殿	
	契約条項を示す場所及び 問い合わせ先	普門寺(電話 0532-41-4500)	
		令和7年11月17日 9時00分 から	
	質問申請期間	令和7年11月20日 15時00分 まで	
	及び方法	仕様書に関する質問は期日までに普門寺ホームページの問い合わせフォーム (https://fumonji727.com/contact.php )よりお問い合わせください。	
	上記回答日	令和7年11月21日	
	及び方法	普門寺ホームページ(https://fumonji727.com )にて回答(公開)いたします。	
	入札保証金	免除する	
	契約保証金	免除する	
	最低制限価格	無	
_	入札参加資格の確認	入札参加資格は、入札後資格確認型で行う。	

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格の確認の結果、資格がないと認められた場合には、その理由を通知する。この通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日(休日等を含まない。)以内に、該当理由について、書面により説明を求めることができる。なお、書面の様式は自由とする。

6 その他	(1) 入札の回数は、2回とする。 無効又は失格とされた入札をした者は、再度入札等に参加することができない。
	(2) 豊橋市契約規則第39条に該当する入札は無効とする。
	(3) 契約書作成の要否 要
	(4) 落札候補者の決定方法
	予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、抽選により落札候補者を決定する。
	(5) 落札決定の辞退について
	入札書提出後落札決定までの間に、他業務について落札候補者又は落札者となったことにより、本業務の受注ができなくなった場合は、ただちに落札決定の辞退を申し出ること。
	(6) 落札者の決定
	落札候補者について、入札参加資格の確認を行い、適格者を落札者とする。確認の結果、不適格者の場合は、その者のした入札を無効とし、無効となった落札候補者の次に低い価格で入札した者又は次順位者を新たな落札候補者とし、以後これを繰り返すものとする。
7 不正行為排除	(1) 談合情報が寄せられた場合で、談合の疑いが強いと豊橋市公正入札調査会が認めた場合は、すでに行われた入札を無効とすることがある。
	本案件の入札等に関し、談合その他の不正行為が明らかになったときは、豊橋市契約規則に即し、賠償金を請求する場合がある。なお、契約の履行が完了した後等においてもこれを適用する。
8 暴力団排除	落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が合意書に基づく排除措置を受けた場合(1) は、原則として契約を締結しないものとする。なお、この場合普門寺は一切の損害賠償の責めを負わない。
	契約履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者へ報告するとともに警察へ被害届を提 (2) 出しなければならない。これを怠った場合は、入札参加停止措置又は契約の相手方としない措置を講じ ることがある。

## 仕 様 書

搬送業務委託に関する事項は、この仕様書に基づき行うものとする。

- 1.業務名 「重文 木造阿弥陀如来坐像ほか3件 保存活用施設整備事業」に伴う収 蔵品搬送委託
- 2. 業務場所 普門寺及び寺の指定する場所
- 3. 業務期間 契約締結の日から令和8年1月30日
- 4. 業務内容 普門寺文化財収蔵庫の改修に伴い、収蔵品を龍谷ミュージアムへ搬送する。業務は、梱包・搬出・搬入までの一切とし、搬送品には損害を担保する保険を課するものとする。
- 5. 搬送品等 別紙「搬送品リスト」のとおり
- 6. 資料評価額 366, 370, 000円
- 7. 業務日程、内容、業務先

日程	業務内容	業務先			
令和8年1月19日~20日	点検・梱包1−①	普門寺文化財収蔵庫			
1月21日	搬出→搬入1-①	普門寺文化財収蔵庫→ 龍谷ミュージアム (京都市下京 区堀川通正面下る)			
1月22日	点検・梱包1−②	普門寺文化財収蔵庫			
1月23日	搬出→搬入1−②	普門寺文化財収蔵庫→ 龍谷ミュージアム			
1月26日~27日	点検・梱包②-①	普門寺文化財収蔵庫			
1月28日	搬出→搬入2−①	普門寺文化財収蔵庫→ 龍谷ミュージアム			
	点検・梱包2-②	普門寺文化財収蔵庫			
1月29日	搬出→搬入2−②	普門寺文化財収蔵庫→ 龍谷ミュージアム			

- 8. その他・上
- ・上記作業は受託者が社内に美術品専門部署を有するものに限り、美術 品取扱専門の複数の作業員で行い、輸送は自社所有の美術品輸送専 用車で行うこと。
  - ・普門寺から龍谷ミュージアムまでは、龍谷ミュージアム学芸員が美術 品輸送専用車に同乗する。
  - ・受託者は、業務の完了後、業務実施報告を発注者に提出する。
- 9. 問 合 せ 豊橋市雲谷町字ナベ山下7 普門寺

電話:0532-41-4500

## 「重文 木造阿弥陀如来坐像ほか3件 保存活用施設整備事業」に伴う収蔵品搬送委託 搬送リスト

no.	指定	名称	員数	材質技法	法量	輸送備考	出典	備考
1		普門寺梧桐岡院縁起(普門寺縁起)	1巻	紙本墨書	30.7×50.1	41と同箱	聖経目録50	
2		舩形山開基以来代々忌日記	1冊	紙本墨書		箱なし 封筒に入っている。		
9	国重文	経筒 普門寺第1経塚出土	1□	銅製	身高23.1 口径12.5	専用の木箱あるが輸送 の際は別梱包とする。 (木箱も搬入)		
10		経筒外容器 普門寺第1経塚出土	1□	陶製	高25.6 口径23.5	専用の木箱あるが輸送 の際は別梱包とする。 (木箱も搬入)		
11		経筒外容器 普門寺第2経塚出土	1□	陶製	蓋:高11.5 径27.8 筒身:高29.4 最大径21.2	箱なし		
12	! 国重文	瑞花双鳥鏡	1面	銅製	径10.8 縁高0.8	円形の専用箱あり		
16	,	釣燈籠(伝 源頼朝寄進)	1基	鉄製	総高25.0 笠径25.0	箱なし 笠外れず、胴扉部は動 く。		
17	,	鐙(伝 源頼朝寄進)	1対	鉄製		箱なし		
18	3 国重文	伝釈迦如来坐像	1軀	木造 漆箔	像高139.0	台座あり		
19	国重文	阿弥陀如来坐像	1軀	木造 漆箔	像高140.6	台座あり		
20	国重文	四天王立像のうち伝増長天・伝広目天立像	2軀	木造 彩色	伝増長天:像高173.3 伝広目天:像高170.3	台座あり		
21	. 県指定	不動明王像二童子立像	3軀	木造	不動明王:像高163.5 矜羯羅童子:像高94.9 制吒迦童子:像高93.3	台座あり 光背あり		
22		菩薩形(?)立像	1軀	木造 素地	像高55.4			
27	,	本尊等造立木札	1枚	板 墨書	縦34.0 横107.0	箱なし。	大黒天像の造立時 期の根拠となる	
31		十王堂棟札写	1通	紙本墨書	24.5×34.0	箱なし 封筒に入っている。	聖経目録148	
32	!	今川義元判物	1通	紙本墨書	32.3×45.5	葵御紋の塗箱に納入	聖経目録36	
33	;	今川義元判物	1通	紙本墨書	31.6×46.5	葵御紋の塗箱に納入	聖経目録20	
34		今川氏真朱印状写	1通	紙本墨書	24.6×37.9	葵御紋の塗箱に納入	聖経目録17	
35	i	徳川家康判物	1通	紙本墨書	31.0×43.5	葵御紋の塗箱に納入	聖経目録41	
36		酒井忠次制札写	1通	紙本墨書	34.5×49.2	葵御紋の塗箱に納入	聖経目録18	

	T					- 1+ - 100 · · · · · · ·	,
37	大般若経 巻第222・366・596	5巻現存?	紙本墨書		木箱あり。 この3巻のほか合計9巻 あり。	岡崎市桜井寺および 豊川市財賀寺の僚巻 という。(『愛知県 史』典籍p116)	
39	大般若経(黄檗版)		紙本墨摺	27.5×8.2	箱なし		巻53・66に「京都求 之」とあり。初めの30 巻は京都の施主名が続 く。
40	普門寺由緒等書上	1通	紙本墨書	36.8×51.4	箱なし 封筒に入っている。	聖経目録47	
41	普門寺梧桐岡院縁起(普門寺由来記)	1巻	紙本墨書		1と同梱		
42	参州船形山略縁起	1∰	紙本墨書		箱なし 封筒に入っている。	聖経目録54	江戸出開帳のための略縁 起
43	本堂再興棟札	1枚	板 墨書	縦161 横27.5 厚3.0	箱なし		
44	本堂幷玉殿造立木札	1枚	板 墨書	縦190.5 横104.4 厚1.3	現状背面に支柱がついて いるが、搬出の際に取り 外してよいとのこと。		
45	不動堂造立棟札	1枚	板 墨書				
46	琵琶「小々波」		木製	長90.0 幅27.5	箱なし 複数パーツに分割。		
47	如意	1柄	金銅製	総長42.5	箱なし 2パーツに分割。	昶深所持品と伝え る。	
48	華鬘	3面	金銅製	①②各長29.7(吊環除<) 幅33.0 ③長29.3(吊環除<) 幅33.0	箱なし		銘あり、永養任盛の寄 進。
49	普門寺境内指図	1鋪	紙本墨書	33.2×46.9	箱なし 封筒に入っている。	聖経目録25	
50	三河国渥美郡船形山普門蜜寺略図版木	1舗・1面	木製	縦35.3 横52.7 厚2.5	箱なし		
51	八稜形擬鏡	1面	銅製	長径14.0 短径12.3	箱なし	「元符二年」 (1099)の銘あり。	
52	十種神宝のうち瀛津鏡(おきつかがみ)、 邊津鏡(へつかがみ)、蛇比礼(おろちの ひれ)	4基	銅製	瀛津鏡①:総高21.5 瀛津鏡②:総高22.0 邊津鏡:総高18.0 蛇比礼:径14.0	箱なし		
番号な し	如来立像	1軀	銅製	像高35.3	箱なし		
			•	•	•		

## 入 札 書

令和 年 月 日

宗教法人普門寺 代表役員 林 義将 様

入札者

住 所

氏 名

[法人の場合は名称及び代表者名]

- 1. 業 務 名 「重文 木造阿弥陀如来坐像ほか3件 保存活用施設整備事業」に伴う収蔵品 搬送委託
- 2. 業務場所 普門寺及び寺の指定する場所

上記の業務について、仕様書を承諾の上、次の金額で請け負いますので、下記のとおり入札します。

記

金	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
額									

この入札は、談合その他の不正行為に基づき行うものでないことを誓約します。

備考 文字は明確に書き、訂正削除した箇所には押印すること。

注意:決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって決定価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。